

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等請負業者選定基準

平成13年4月1日制定
 平成13年8月1日一部改正
 平成15年8月1日一部改正
 平成18年8月1日一部改正
 令和2年10月1日一部改正
 令和6年9月9日一部改正

(目的)

第1 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部が発注する建設工事等（以下「工事等」という。）の競争入札における入札参加資格要件の設定及び指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(等級別発注基準)

第2 競争入札における入札参加資格要件の設定は、次の工事の種類及び発注金額（当該工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた者の中から設定するものとする。

等級	工事の種類及び発注金額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他工事
A	5,000万円以上	5,000万円以上	2,500万円以上	1,500万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
B	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
	5,000万円未満	5,000万円未満	2,500万円未満	1,500万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満
C	500万円以上	500万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
	1,000万円未満	1,000万円未満				
D	500万円未満	500万円未満	—	—	—	—

(発注基準に対する特例)

第3 第5の定めによる指名業者数の選定が困難であるときは、第2の定めにかかわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。ただし、一つの工事について、直近上位の等級に格付けされた者及び直近下位に格付けされた者を同時に指名することはできないものとする。

2 次に掲げる工事については、前項の規定によるほか、当該工事の基準等級の2等級以上上位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。この場合において、一つの工事の指名業者は、同一等級又は直近等級に格付けされた者に限るものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (3) 主として請け負った工事と密接不可分の関係のある工事

(指名の制限)

第4 工事の発注金額が、指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとする。ただし、新たに入札参加した者等で当該工事について施工能力があると認められるものは、この限りでない。

(指名業者数)

第5 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。
ただし、第3の第2項に掲げる工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上	6者以上

(指名業者選定に当たっての留意事項)

第6 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(業務委託契約等に係る指名業者の選定)

第7 工事に係る業務委託契約及び建設資材購入その他の契約の指名業者の選定については、第5及び第6の定めを準用するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。
- 2 削除

付 則

この基準は、平成13年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

付 則

この基準は、平成15年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

付 則

この基準は、平成18年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

付 則

この基準は、令和2年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

付 則

この基準は、令和6年9月9日から施行し、同日以降に業者の選定を行う工事等及び公告を行う競争入札に適用する。